

農家債務問題

國政研究會譯

國政研究會

中  
島  
文  
庫  
立  
立  
圖  
書  
館  
詳  
馬  
縣

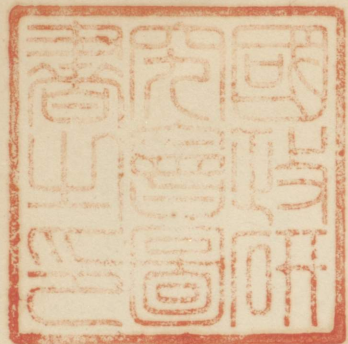


4676

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

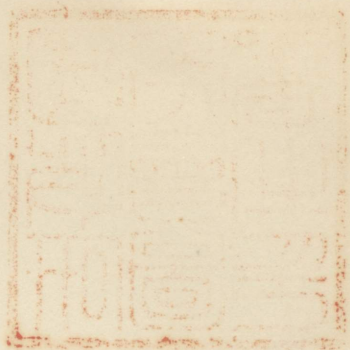
群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008番



農家債務問題

國政研究會譯

國政研究會



## 序

農村対策が非常に重大な問題になりました、所で農村の救済は農民の負債を如何様にか解決してやらなければ到底無駄である、無効である、とは世界を通じて識者の容認する所であります、前古未曾有の經濟界の不況、物價の激動は貸借關係、權利義務の觀念に一大衝擊を與へたのであります、國民中の少なからざる部分が負債の重壓に打ちのめされ、奴隸同然の境遇に在ることは獨り經濟上に不得策であるばかりでなく、人道上、政治上より見るも觀過すべからざる大問題であります、私は齊藤内閣時代に高橋藏相及び小川法相を説いて金錢債務調停法を實施せしむることを得ましたが其成績良好なることを聞き非常に愉快に感ずるのであります、唯遺憾な事には其規模小にして不徹底であります故に農村に對しては更らに之を擴大すべきであると信じます。

斯の如き考を保持して居た際に偶々印度マドラス大學教授トーマス氏の農村負債と其解決策に關する小冊子を手にしたのであるが参考になる點が頗る多いのであります、高橋藏相は去る臨時議會中豫算委員會に於て「我農民が負債の過重に苦む原因の一是結婚祝などに無暗に多額の費用をかけるから

だ」と申された事に對し、議員中より異論生じ、地方農民中にも藏相の認識不足を叫ぶ者もあつた相だが、トーマス教授の説に依れば日本は知らず、印度では確かに冠婚葬祭の費用仆れが借金の一原因なりとのことである、斯の如きは一エピソードに過ぎないが兎に角農村問題、特に農民負債の解決策として頗る好箇の参考資料と思惟せらるゝが故、國政研究會に依頼し其翻譯を乞ひたる所同會に於ては之を快諾せられたるのみならず或部數を印刷して各方面に配附せらるゝ由を聞き深く喜んで居る次第であります。

二月廿二日

堀切善兵衛

### 小引

本書はマドラス大學教授ピー・ジェー・トーマス氏著「農家債務問題」(マドラス、一九三四年刊) P. J. Thomas, The Problem of Rural Indebtedness, Madras, 1934 の邦譯なり。

原著は印度に於ける焦眉の大問題たる、農家債務問題について著者が歴史的統計的事實に立脚して穩健中庸の解決策を提出したるものにして、今や同一疾患に苦惱する日本農村に對しても多くの示唆を提供するものなりと信じ、茲に同譯文を印刷に付し同學諸賢の參考に資する次第なり。尚本會に對し本書の翻譯を慫慂せられ且又譯書に對し有益なる序文を惠與せられたる堀切善兵衛君の厚情に對し茲に滿腔の謝意を表明するものなり。

昭和十年二月二十二日

國政研究會にて

中村藤兵衛

## 原著序文

本小冊子の由來を尋ねれば、本小冊子は、余が前會期の印度經濟會議に提出した余の一意見書である。最近、農家負債問題に對する人々の關心は昂まりつゝある。即ち印度に於ける二三の政府は既に、農家債務の疾患救済に對する立法を實施してあり、又、其他の諸政府も現在立法を企圖しつゝある状態である。余の意見書を讀みし人々の中には——又、彼等の中には、經驗ある行政官もある——余に對し、當該意見書を廣く世に發表されたさ旨の希望を述べられた者も若干ある。従つて余はそれを小冊子の形で發行する次第である。尙、此農家負債問題は、現在完成に近づきつゝある『印度に於ける農村金融』なる一著作に於いてヨリ一層充分に論ぜられるであらう。

ニューデリーにて

一九三四年三月十五日

P · J · T

原 著 者 序 文

一、本書の目的と意義  
二、本書の編纂の経緯  
三、本書の構成  
四、本書の特色  
五、本書の出版の経緯  
六、本書の出版の意義  
七、本書の出版の希望  
八、本書の出版の謝辞  
九、本書の出版の断言  
十、本書の出版の断言

目 次

序 文 (堀切善兵衛氏) ..... 三

小 引 (中村藤兵衛氏) ..... 三

原 著 者 序 文 ..... 三

開 題 ..... 三

第一章 債務の諸原因 ..... 三

第二章 歴史的展望 ..... 三

第三章 債務の諸弊害 ..... 三

第四章 過去に於ける諸救済策 ..... 三〇

第五章 當面の問題 ..... 三六

第六章 印度に於ける債務調停 ..... 四

第七章 土地抵當銀行の役割 ..... 五三

第八章 豫防策 ..... 五七

第九章 結論 ..... 六四

## 開 題

『早魘ヒテリの來る度毎に彼等は彌イヤが上にも、  
忌はしき又如何ともし難き苦難の、浮腫ムれあがつた塊となつて行く』

— ゴールドスミス —

印度の重要な經濟問題の中、今日、其最も切迫的なもの、一は、農家債務問題である。其の主要なる原因は、一九二九年以來の物價暴落の結果〔農村〕負擔の増加した點にある。是迄長い間農業人口は、債務の重荷に呻吟して來た。而も今日、其負擔は益過重となりつゝあるのである。此の負擔が著しく輕減せられざる限り、如何に廣汎なる農業改革と雖も困難であり、生活水準は依然として低位置に留るであらうし、又、農村の退歩は依然として續かざるを得ないのである。農業人口は〔全〕人口の七割以上を占めており、而も彼等の所得の増加せざる限り、消費は不足し、國內市場は依然として未發展のままに留るであらう。而も此事こそ、産業進展の重大なる障礙となるのである。斯く



して、此問題が、眞に中心問題となるのである。即ち、吾々が、産業不況の被害を蒙つた人々に對する當面の救済策と云ふ觀點から之を眺めやうと、或は又、計畫的發展の新經濟政策着手と云ふ觀點から之を眺めやうと、兎に角、農家債務は、吾々の目前に差迫つてゐる一つの問題であり、その背後には獲べき何ものもない。

若し此國に於いて何等かの重大なる經濟復興計畫が、徹底的に遂行されるべきものとすれば、此問題が把握されなければならぬ。

世界の他の何れの土地に於いても、殊にアメリカの諸「新興」國に於いては——其處では、農業は多かれ少なかれ資本主義的に行はれてゐる——農業債務は、寧ろ、物價の急落に端を發した近代的問題である。然るに、印度に於いては、此問題は古くから存在し、如何なる應急策を以つてするも根治し得ざる痼疾である。又此問題は印度經濟生活の根本に觸れてゐるものであつて、それに對する何かの適當な治療策を處方する爲めには、此の問題の眞の諸原因を分析しなければならぬ。本論文に於いては、先づ一般的な問題を論じ、次いで、經濟不況の齎らした特殊問題を究明するであらう。

## 第一章 債務の諸原因

印度の農業債務を他の諸國のそれから區別せしめる特徴は、前者が主として非生産的な支出に基因してゐる點にある。合衆國に於いては、巨額の農民借入金が生産的目的の爲めであり、家計支出の爲めの借入金は極く僅かの歩合に過ぎないにひきかへ、印度に於いては、農業支出を目的とする農民階級の借入金は極く僅かの額に過ぎず、一方、各種の非生産的な目的の爲めには巨額の金が工面されてゐる状態である。斯くして聯合州に於いては、州銀行委員會の調査に據れば現存債務の七割は、非生産的な目的の爲めに締結されたものである。又、ベンガル、ボンベ一の各報告書も、大體同一の數字を示してゐる。<sup>(註)</sup>聯合州に比し僅かに良好なマドラスに於いても、二三の地方では、非生産的な借入金の比率は六割に昇つてゐる。土地の購入や子弟の教育の如き、明かに生産的目的の爲めに調達された借金すら、印度の特殊事情の下にあつては、それが投機的な又濫費

的なものに終る事が屢々ある。

茲て非生産的な借金と云ふのは、唯だ單に結婚其他の社交上の儀式の爲めのみではなく、更に家族の維持及び租税の支拂の爲めに借入れる金を指すのである。勿論、社交上の儀式の出費は誇張されてはゐるが然し、今尙、此出費は、印度の多數の地方に於いて、負債の主要な原因となつてゐる。事實、浪費は世襲階級間に相違があり、高い階級も低い階級も共に、多かれ少かれ、此の浪費をなすのである。若し無知なバーリア（印度最低階級の人々）が彼の結婚の前夜、親戚知己の酔ばらふのを見る樂みを目當てに、生涯労働するを何とも思はないとすれば——之は二三の地方の労働者の間には何ら珍らしい事ではない——多くの婆羅門は、自己の全財産を厄介物扱ひし、結婚費と結婚禮物支拂との爲めに、自己の個人的信用さへも倒盡して了ふてあらう。太古からの慣習が斯かる浪費を要求し、地方的な慣習がそれを強要し、若しそれに違反すれば、親類の猛烈な反對を喰ふのである。其結果は、彼の返済能力が如何なるものであらうと、又其條件が如何に法外なものであらうと、そんな事には御かまひなしに、借金しなければなら

ぬのである。斯かる借金の限界は餘りにも屢々、貸手が借手の財産及び所得を考慮した上で貸付けんとしてゐる準備額の最大限度である事がある。若し年收僅かに百ルピーの人が結婚費として五百ルピーを借りるとすれば、彼が不可避免的に負債を負ふに至るべき事に、何の不思議があらうか？

一切の債務を社交上の浪費の責に歸するは、正當でない。大部分の農民は、社交上の儀式の費用を努めて節約してはゐる。然しそれでも尙且彼等は、負債を負ふに至るのである。負債の根本原因は、持地所の少ない事、生産及び市場配給の非能率的な方法、度々の凶作及び家畜の喪失に原因する所得の不足にあるのである。

印度の農業人口は増加しつつある。然し耕作に利用され得る土地の面積には限りがある。全人口に對する農民の割合は、一八九一年の六一パーセントから一九〇一年の六六パーセントへ、更に一九二二年の七三パーセントへと増加してゐる。一九二一年の國勢調査に據れば其數は僅かに、減少してはゐるが（二パーセント）其重要性には疑問がある。耕地全面積は、二億二千八百萬エーカー、其中僅か二〇パーセントが灌漑されて

みるに過ぎぬ。従つて農業全人口一人當に辛ふじて一エーカー、又耕作戸數一戸平均に約四エーカー半の割合である。<sup>(註二)</sup>又土地の不毛は、ヨーロッパの若干の人口稠密な農業國に見る如く、生産能率に依つて償はれてもゐない。農業生産の大部分に就いて一エーカー當の生産高は、印度が最も少い。斯かる國にあつて農民が貧困であり負債を背負つてゐる事に何の不思議があらう。不景氣が未だ始つてゐない一九二八——二九年度の英領印度の主要農産物の總收穫高は、百一億八千萬ルピーと推算された。従つて人口一人當の生産高は五〇ルピーにも足らず、又、銀行委員會の同年度推算に據れば、農民一人當の所得は僅か四二ルピー（三磅）に過ぎなかつた有様である。それ以後、同一農産物の見積價値は物價下落の爲め五十三億六千萬ルピーに減少し、従つて又、一人當の生産高も著しく減退してゐるにちがひない。<sup>(註三)</sup>印度の刑務所内で囚人に與へる食費が年額九〇ルピーである事からすれば、一人當四十二ルピーの收穫は、大多數の國民が正常的に貧困線以下にある事を意味するものである。マン博士の調査した所に據れば、デツカ村に於いては持地所の八一パーセントと云ふ多數が非經濟的であつた。此事は、其他の

地方に關する之と類似の調査も裏書してゐる所である。其結果、印度農民の大多數は債務を背負つて生れ、債務を背負つて生き、債務を背負つて死に、そして債務を子孫に遺す事になるのである。而も其の最後の事は少からず重要である。蓋し、父が子に何等かの資産を遺そうと遺すまいと、そんな事には御かまひなく、子は父の債務を支拂はなければならぬ、と云ふ固い慣習があるからである。

マドラスの收稅官J・ボーデイロンは、一八五三年に、印度農民は「常に貧困であり、一般に負債を有してゐる」と書いてゐる。<sup>(註四)</sup>此國に於ける其後の經濟發展と富の決定的増加にも拘らず、印度農民の地位は大して改善されてもゐない。蓋し吾々は、マドラスの今一人の收稅官が一九二八年に「繁榮の年ですら、普通の農民には餘剰と云ふものが存しない」と書いてゐるのを見るからである。此事は明かに、或地方では若干の不公平なる分配の行はれてゐる事を示すものであり、調査を必要とする。印度農民の大部分の純所得は今尙不充分で、爲めに彼等は一般に、收穫後幾何も經ずして將來の收穫物を擔保として借金せざるを得ない状態にある。債權者——彼等は小商人或は小金貸である事もあ

る——は打稈臺に現はれ、彼の貸金を物品で取立てるであらう。而も一般に穀物に依る利率は金利に比し遙かに高利である。債務者の消費分として残された残高は屢々極めて僅かな事があり、爲めに農民は自己を維持し彼の葬儀費用を支拂ふ爲めに、直ぐに再度の借金をしなければならぬ。斯くして翌年度の收穫物も亦抵當に入れられる事になる。此状態が次から次へと毎年繰返されるのである。凶作の年は——又、こんな年は灌漑されない土地に屢々見舞ふのであるが——彼〔農民〕は債務を辨済する事が出来ず、彼の土地を擔保に入れなければならぬ。而も此擔保は一般に擔保流れに終つて了ふのである。斯くして、彼は小作人又は勞働者になり、又地代——それは既に著しく高い——を増すか、それとも賃銀——それは既に著しく低い——を引下げる事になる。他方に於いて物價騰貴の際は、印度農民は希望を持つに至るであらう。然し、彼は社交上の出費に大まかとなつて、餘剰を使ひはたすか、それとも新土地を投機的な價格で買入れる爲めに更に多くの借金をなすに至るであらう。此事は又、彼の其他の財産をも出費する結果となる事もある。斯くして負債は印度農民の大多數にとつて、慢性的となるのである。

印度に於いては、負債は急速に増大する。假令若し債務の發端が不用意の出費や不意の出來事にあるとしても、其増大は大部分、利子の累積に原因してゐる。余は此點に關聯して、利子問題に立入らうとは考へない。利率は保證の性質、當事者の地位等々に從つて差異があると云ふだけに留めておく。利率の最も低い場合は政府對小作人間の直接土地貸付契約で、最も高いのはベンガル地主との契約で、之は農民が土地に對し完全なる所有權を有してゐない地方で見られる現象である。然し、土地の讓渡の禁ぜられてゐるパシヤブ地方や中央地方に於いては、利率は農業に従事する金貸業者と農業に従事せざる金貸業者とに依つて、相違がある。斯くしてマドラス及びボンベイの大部分に於いては、一割二歩が普通の率で、村落の金貸業者は通常、無擔保の貸借でさへ一割八歩乃至二割四歩以上の利子は附けない。然しビハール及びオリツサ、シンド及びアツサムに於いては二割五分乃至五割が普通の利率となつており、中央州ですら一割八歩乃至三割七歩が普通の規則である。事實、大部分の州に於いては、地主は九歩乃至一割二歩の利率而も一番抵當であれば金を借りる事が出来る。然し小地主は屢々ヨリ一層高い利率を支拂はな

ければならぬ。又、提供すべき適當な擔保を全然有しない小作人や労働者の利率は、十五割から三十割に昇る事さへある。穀物貸借の利率が二割五歩であると云ふ土地は何處にもなく、印度の大部分は五割乃至十割である。農民が負債を有するに至る事は、何等不思議な事ではない。蓋し假令若し利率が六歩であるとしても、物價の非常に騰貴してゐる場合を除いて普通の農民が、彼の賃銀の一部を割いて負債を支拂はざる限り、それを辨濟し得るか如何は疑問であるからである。サー・ジョシアート・スタンプ氏の言の如く、「若し人が費用の適當の諸要求を考慮に入れれば、全體としての世界及び所與以上の長さの時間は、最近百年間に殆んど確かに費用價格以下で育てられて來た」<sup>(註六)</sup>而も此の敘述は、新興諸國の資本主義的な農業よりも寧ろ印度の零細耕作にヨリ一層妥當する。

事實、天候の不確實、頻繁に起る家畜の死亡、及び價格の變動を考慮に入れば、農業殊に穀物耕作は決して歩の合ふ事業ではない。又假令印度の農民がそれに固執してゐるとしても、それは利潤があがる爲めではなく、それが彼等の生活の一様式であり、而も彼等に役立つ唯一の生活様式であるからである。従つて利巧な者は、自ら土地を耕作す

るよりも、寧ろ土地を他人に貸す方を選ぶのである。又最も利巧な者は金貸に轉業するのである。蓋し、百ルピーを六歩の利率で貸してすら、それを土地に投資する場合に比しヨリ一層確實なる所得を得るからである。食料品農産物の收穫純利益は平作の年ですら恐ろしく低く、今日の低物價を以つてしては、マイナスになる事が屢々ある。印度農民の多くは眞に憐れむべき状態にある。即ち農業の危険の殆んど總べてが彼等に降りかゝつてゐるのである。彼等の生産物に對し、政府が先づ法律上請求權を有し、更に金貸業者が有效なる請求權を有してゐる。然し、危険負擔者であり企業者たる彼は、利潤は云はずも哉、彼の労働に對する公平なる賃銀すら殆んど得ないのである。殆んど危険を負擔せず而も労働開始の日に生産物の内から彼の分け前を得る多數の工場労働者に對して、憐愍の情も寄せる人は多い。王國委員會は、工業労働者の賃銀調査及び住居状態の改善の爲めに多額の費用を投じてゐる。然し、農業の全危険を負擔し、最後に（若し何かゞ残つておれば）生産物の内から彼の分け前も得る所の、又、世界（の人々）にとつて必要缺く可からざる食料品及び原料品を調達する爲めに凡ゆる不潔な仕事に従事し

乍ら、餘りにも屢々彼の運命の故に餓死し、又見すほらしい小屋に起き伏ししてゐる所の、勞苦をなめつゝある百姓に對しては、極く僅かの同情しか拂はれてゐないのである。彼等こそ世界經濟の眞のシンダレラである。分配の斯かる不公平は、既に天罰を齎らしてゐる。田畑で骨折つてゐる所の世界人口の七割に對し、世界總所得のヨリ一層大なる部分の與へられざる限り、世界の繁榮の招來する事は難事であらう。(註七)

(註一) 中央州銀行委員會報告書八四頁。ベンガル報告書七四頁。ボンベール報告書五二頁。

(註二) 若し地主及び小作人のみを探れば(六千百萬人)一戸當りの耕地面積は四エーカー半である。印度の國勢調査(一九三一年)報告書二八八—八九頁參照。

(註三) 一九三二—三三年度印度貿易評論一〇頁。印度銀行委員會報告書三九頁參照。

(註四) スリニヴァサラグハヴァ・アイヤンガー氏の四十年の進歩の備忘録(一八九二年)附録。

(註五) 印度文官勤務T・アウステインの陳述書、マドラス銀行調査委員會議事録第二卷六十頁。

(註六) 世界の農業(國際事情研究、一九三二年)二六〇頁。

(註七) トーマス著「國際貿易の趨勢」印度經濟學雜誌一九三三年十月號參照。

## 第二章 歴史的展望

負債は常に吾々に憑き物であつた。歴史上、印度が負債から免れたと云ふ時代は何處にも見當らぬ。然し乍ら、嘗つて村落共產體の強固さが、負債の累積及び財産の讓渡に對する強力な防壁となり、又ダ、ン、デ、ユ、パ、トDandapatの如き慣習が金貸業者の法外な要求を拘束した時代はあつた。然し、中央集權制が樹立され、又イギリスに依りヨリ一層組織的な基礎の上にそれが再樹立されるにつれて、村落共產體は影を潜め、負債を禁壓してゐた所の一切の法律慣習は廢れた。十九世紀の發展の全傾向は、負債の發生に有利であつた。先づ十九世紀初期の土地定住者は是迄實際に知られてゐなかつた形式で以て、土地の私有財産を設定した。而も此事は、土地の價値を騰貴せしめる事に依り、印度ベンガル地主及び農民の信用を著しく膨脹せしめ、又此信用膨脹につれて、各種の小作法——此法律は借地階級に一定の土地所有權を與へた——の通過後は小作人すら、其分け前に與つた

のである。嘗つては厄介物であつた土地も、斯くして價值ある資産となり、信用調達の有力なる要因となつた。第二に、民事裁判所の教職政治は新しい型の訴訟手續と共に、債權者に對し、舊制度の下では決して要求されやうともしなかつた權利を獲保せしめた。是等の裁判所の執行する法律——特に印度契約法及び民事訴訟手續法典——は債權者に對して彼等の貸金を回収するばかりでなく、債務者の家畜及び家具を差押へ、更に債務者を逮捕投獄さへする強力な權限を與へたのである。<sup>(註一)</sup>此の新らしい司法行政組織は、悲惨な道徳的經濟的諸結果を齎らした。第三に、證書登録法（一八六四年）及び財産讓渡法（一八八二年）の通過は、請求權を體系的に記録する事を可能にし、抵當の數及び價值を増大せしめる結果となつた。第四に、一八五四年以後急激となつた物價騰貴（尤も六十年代には棉花栽培地方に限られてゐたが）は、非常に大なる樂觀を（農民に）與へ、借金も増加した。蓋し、ダーリンも示してゐる如く、物價騰貴の後には一般に、負債の増加が現はれるからである。<sup>(註二)</sup>

右に述べた諸要因は總べて、經濟行爲を規整する性質のものであつたし、又、印度の

經濟生活を近代化する爲めには、總べて是等は必要缺く可らざるものであつた。然し、斯かる諸要因は、一方には權利を合法化し、啓蒙された階級の利益を増進させはしたが、他方、大多數を占めてゐる先見の明なき無學の人々にはあべこべの効果を與へた——之が當時の印度の諸事情である。財産に對する確實たる權利は天惠である。然し、普通の印度農民にとつては、それは屢々呪咀である。信用に關するガイドの言葉は、此點を明確に示してゐる。彼は書いてゐる、「綱が縊刑に處せられた者を釣上げると同様に、信用は地主を釣上げる」と。<sup>(註三)</sup>前世紀に或利巧な英國人は次の如く書いた。「印度の如き文明國の國民にとつては、固定收入に對する確實なる權利は、結婚、葬式或は家族の大祝宴の際に、借手の辨償し得る額以上の金銭を貸す力を意味してゐるに過ぎない」と。<sup>(註四)</sup>従つて之こそ、信用の眞の用途を知らない人々を誘惑し易い信用の危険である。<sup>(註五)</sup>

商品物價及び土地の價值がジリ／＼と騰貴した此四十年間に、債務も同様にジリ／＼と増加した事に、何の不思議もない。吾々は精確な統計を持合せてゐないが、或州の土地の價值及び商品物價と一エーカー當抵當及び抵當付負債總額との比較から、吾々は此

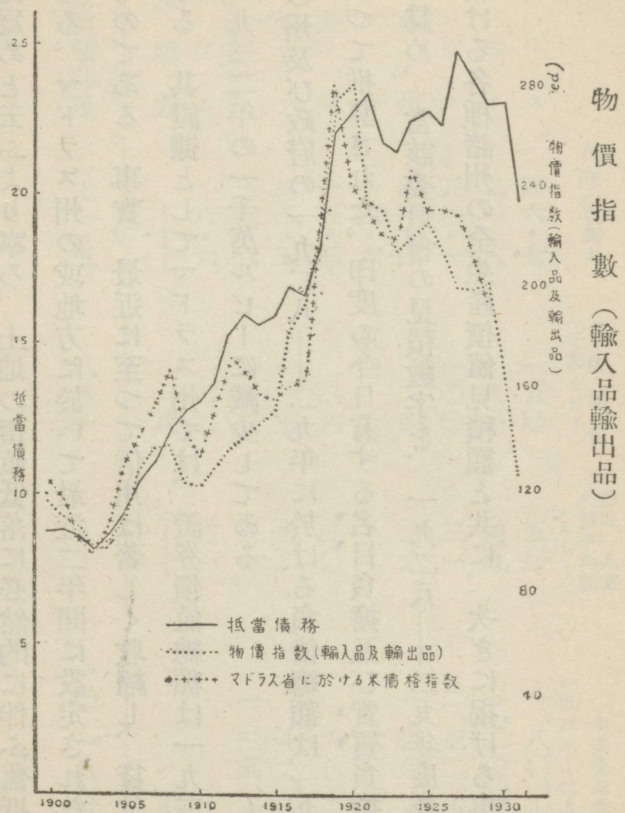
事を充分に推理し得る。パンジャブに於いては、一九〇〇—〇五年の五ヶ年間に抵當率は僅かに十九ルピーに過ぎなかつたが、一九二四年迄には八十五ルピーに騰貴した。斯くして、一九〇〇年から一九二四年迄の間に、輸出商品の一般物價水準は約一〇五パーセント方騰貴したに對し、他方、抵當率は三四七パーセントの騰貴を示した。マドラス省の抵當價値總年額は、一八九一—一九二二年に僅かに六千六百七十萬ルピーであつたものが、一九〇〇年迄には七千七百五十萬ルピー、一九一四年には一億四千七百八十萬ルピーに増加し、一九一九—二八年の平均年額は二億ルピーと云ふ巨額に昇つた。其他の諸州に於いても、之と類似の増加が行はれてゐるにちがひない。次に掲げる表は、此の點に關するマドラスの状態を示す。

年次	件數	價值總額(ルピー)	印度輸出商品指數 (一八七三年=100)	マドラスの糧價格指數 (一八七四—七五年から 一八八三—八四年迄を 100とす)(註六)
一八九一—一九〇〇	三、六四、八二一	七、七五、七五、五六一	100	一二七・七
一九〇〇—	四、一〇、七四六	八、二五、一四、七六	一二四	九六・三
一九〇一—	四、二、九八九	八、二九、三、八三七	一二六	一一・二

年次	件數	價值總額(ルピー)	印度輸出商品指數 (一八七三年=100)	マドラスの糧價格指數 (一八七四—七五年から 一八八三—八四年迄を 100とす)(註六)
一九〇一	三、八四、〇五七	八、二一、四〇、二九九	一二三	九四・四
一九〇二	三、八〇、四〇〇	七、六九、九六、三三〇	一〇三	九六・三
一九〇三	三、六六、六六六	八、一九、七六、九八八	一〇四	一〇九・四
一九〇四	四、五〇、四〇二	八、八〇、八七、一四二	一二六	一三九・二
一九〇五	四、八三、二二八	九、八八、五二、四四一	一三九	一四五・七
一九〇六	五、〇四、〇三〇	一〇、五二、八七、二二八	一四五	一五二・五
一九〇七	五、三二、九七八	一一、四七、九〇、七八四	一五一	一六五・三
一九〇八	五、三二、九七八	一一、四七、九〇、七八四	一五一	一六五・三
一九〇九	五、三二、九七八	一一、四七、九〇、七八四	一五一	一六五・三
一九一〇	五、二〇、八三一	一一、三三、六三、三七七	一二七	一三五・八
一九一一	五、二八、九八七	一一、〇一、〇〇、二二七	一二六	一五八・四
一九一二	五、六九、六〇九	一四、六一、九二、五五一	一四五	一八〇・五
一九一三	五、六三、六〇四	一五、一四、八七、六五七	一五四	一七五・八
一九一四	五、三三、三三一	一四、七六、九八、九六八	一六〇	一六二・五
一九一五	五、一八、一七八	一五、〇三、七一、三〇六	一五五	一六一・九
一九一六	五、三九、五八五	一五、七九、三一、二六六	一六三	一六八・一
一九一七	五、二九、五九七	一五、五八、一九、〇三三	一七〇	一六九・〇
一九一八	五、四〇、一六三	一七、〇七、四〇、二三八	一九九	二四六・七
一九一九	六、九三、六〇六	二〇、二七、六三、九九〇	二七七	三〇〇・四



物價の急激に下落した一九二九年以降、抵當（價值）も亦低落を示したが、物價と同程度に低落したわけではない。斯くして輸出品の物價指數が一九二九年から一九三二



一九二〇	五、九三、九三三	二〇、六二、〇九〇	二六二	二二九・二
一九二一	五、九三、七六一	二〇、八四、八一	二三九	二二九・二
一九二二	五、〇〇、三〇一	一九、六六、六〇	二四五	二二七・〇
一九二三	四、九〇、〇九六	一九、〇七、六一	二四	二二一・八
一九二四	五、〇六、九一八	一九、九四、一八	二二	二七〇・〇
一九二五	五、〇八、三五五	二〇、一〇、〇六	二二	二四六・七
一九二六	四、九四、二二七	一九、七一、〇二	二二	二二六・七
一九二七	五、二五、七四七	二〇、五六、七二	二〇九	二二九・二
一九二八	五、一〇、九七四	一九、八七、四三	二二	二二七・一
一九二九	四、八五、八五〇	一九、六五、六六	二六	一八九・五
一九三〇	四、四四、一八二	一八、九三、九四	一七七	
一九三一	三、八九、四八七	一七、六九、八九	二五	
一九三二	四、一八、二三五	一七、六八、五〇	三	

年迄の間に四七パーセント下方低落したに反し、他方、抵當價值總額は僅かに一〇パーセント下方減少したに過ぎず、抵當數も極く僅かに減少したに過ぎなかつた。之は新抵當の減少した爲めと云ふより寧ろ、土地の價值低落に必然的に伴ふ舊抵當の更新に原因するものである。マドラス州の或地方に於いて最近二年間に設定された抵當の大部分も、此の種のものである。事實、最近に至つて信用は著しく收縮し、貸付金も亦現在では極く小額である。其證據としてマドラス州では、證券價值總額は一九三〇年の約四千萬ルピーから一九三二年の一千萬ルピーに減少してゐる。

印度の州及び政府の一九二八—二九年に於ける負債總額は一九二九年度銀行調査委員會に依つて推算された。印度の今日有する名目負擔及び實質負擔に就いて若干の概念を與へる爲め、當該委員會の見積數字を、一九二八—二九年度及び一九三二—三三年度に於ける各種諸州の全生産價值見積額と共に、次ぎに掲げる事にする。(註七)

州	人口(百萬人)	負債總額 (千萬ルピー)	農民一人當 負債平均額 (ルピー)	主要農産物價值總額(十萬ルピー)
				一九二八—二九年    一九三二—三三年
マドラス	四六・七	一五〇	五〇	一、八〇、七八    一、〇一、二五
ボンベイ	二一・八	八一	四九	一、二〇、五二    六六、五六
ベルガル	五〇・一	一〇〇	三一	二、三二、五九    一、〇六、七一
聯邦州	四八・四	一二四	三六	一、四〇、五二    九二、二一
グジャラト	一四・六	五〇・六	—	六三、三八    二九、二〇
中央州	一五・五	三六	三〇	六八、七七    三二、四二
バンジャラ	二三・五	一三五	九二	七六、七八    三七、四七
ビハール	三七・六	一五五	三一	一、三五、一七    七一、〇五
アッサム	八・六	二二	三一	—
中央地方	—	一八	—	—
全英領印度	二七一・五	八八一	—	一〇、一八、五一    五、三六、八九
ハイダラバード	一四・四	—	—	—
マイソール	六・五	—	—	—
トラヴァンコール	五・〇	二七	五四	—

(註一) カルヴァート、バンジャブの富と福祉 一二三頁「法令の執行に依る土地の賣渡しは、一八七三—一七四年當時と同様、最近に於いても、バンジャブでは殆んど見られない」又、キーテイング、ボンベイデカンに於ける農村經濟八四頁。

(註二) バンジャブ農民の繁榮と債務一五頁及四〇頁。

(註三) 政治經濟 三九四頁。

(註四) ファーグソン、印度式建築(ニコルソンのコイムバートル地方の手工業から引用)

(註五) 王國農業委員會報告書 四二五頁。

(註六) 最初の三年間に就いては、抵當の數字は會計年度に據る。穀價格指數も會計年度に據る。

其他の數字に就いては、曆の年に従つた。穀價格はN・K・アドヤンタヤの「マドラス州の食糧穀物價格の統計的研究」なる論文(マドラス大學雜誌一九三三年七月及十二月號)に據る。抵當數はマドラス登記監督官に據る。

(註七) 銀行調査委員會調査の負債總額は、精確なる統計に據つてゐないし、又其額面通りに受取るには及ばない。マドラス銀行委員會報告書二七〇—二七二頁の著者の評註を見よ。

### 第三章 債務の諸弊害

負債の脅威は、それが恐るべき經濟的社會的及び道德的諸結果を有してゐると云ふ事實から生ずる。

負債は直接、農業上の不能率を齎らす。過重なる債務の負擔に苦んでゐる者は、彼の土地を最善に利用しやうとする動機を殆んど有してゐるはずがなく、又收穫の改善及び方法の改良に對しても興味を失ふに至るであらう。従つて、農務省の事業に對する感應は非常に薄弱なわけである。負債は又、利潤を齎らす組織的市場配給を阻害する。都市の商人乃至ブローカーから借金する農民の多くは、彼等に自己の農産物に對する留置權を與へる。又、借手が豫め定められた價格で以て販賣しなければならぬ場合もあるし、或は又ヨリ一層強力な側(貸手)にとつて實際に利潤を與へるが如き其他の諸條件で販賣しなければならぬ場合もある。假令若し貸手が借手に對し彼の生産物を打稈臺の上で

賣る事を強ひても、同一の諸結果が生ずるであらう。借金及び取引の斯かる束縛は一般に、農民にとつては損な關係となるものであつて、若し彼等にして自己の生産物に對し最高限の價格を得うるならば、斯かる束縛から避けなければならぬ。(註一)

唯、協同的な市場配給の強固な樹立のみが、斯かる變化を齎らし得るのである。  
負債は一般に、財産の喪失を惹起す。例外的な諸事情——たとへそれが突發的な乃至は急激な物價騰貴であつてもいゝ——の介在せざる限り、抵當は一般に競賣に附せられるのが落ちてである。此様にして土地の持主は頻々として變つて行く。或觀察者に據れば、一村落の土地は三十年目に一度、全部其持主が變るとの事である。兎に角、或地方に於いては大部分の土地は、最近三十年乃至四十年に其持主が變つてゐる。之が社會的害悪であると云ふ事は容易に肯首されるであらう。然し其經濟上の諸結果は左程明白ではない。債務者からの土地の讓渡は、若し新所有者自身が明敏な耕作者である時は、生産能率の増進を齎らすかも知れぬ。然し概して土地は職業的な金貸業者乃至耕作に従事せざる地主の手に移り、又是等の階級の人々は通常其土地を小作人に貸すのである。斯くし

て小作地は増加する、而も小作農は一般に、能率に對しては注意を拂はないのである。印度銀行委員會は、貸金業者が土地所有者の大部分を占めてゐる所では（主としてベンジャツブ及びマドラス地方）土地所有の變更は農業上の能率を阻害してゐない、と指摘してゐるが、然し斯かる讓渡が小作人及び小作農の増加を齎らしてゐる點——之は多くの點で望ましからぬ事である——からすれば、上述の見解は非常に疑問である。自作農〔の多い事〕は何れの國でも誇りとしてゐる所である。而も斯かる階級の衰退は必然的に社會の道徳的素質を薄弱に導くのである。アーサー・ヤングの言つてゐる如く、「私有財産の魔術は砂を黄金に變へる。」私有財産に對し疑問を有してゐた彼は、耕作を印度農民及びベンガル地主の契約に譬へるかも知れぬ。<sup>(註二)</sup>東ドイツ及び西ドイツの諸事情乃至デンマーク及びアイルランド（最近迄の）の諸事情を比較すれば、同様此事は明かとなるであらう。

土地を喪つた農民が最近印度に増加してゐる事は、凡ゆる事情に徴しても明かな事實である。一九二一年には普通の耕作者一千人に對し僅か二九一人の農僕及び田畑労働者

しか存在してゐなかつたものが、一九三一年には耕作者千人に對し、労働者は四〇七人の比率に増加してゐる事がわかつた。<sup>(註三)</sup>斯かる急激なる増加は一部分、階級分化の變化に原因してゐるかも知れぬ。然し土地を喪つた人の數の増加した事、殊に濕潤地帯に増加した事及び土地に對する壓迫の減少せざる限り農業の改良の不可能なる事は、疑ひの餘地のない所である。土地を喪つたプロレタリアートの發生も亦、一つの社會的脅威であり、それを減少する爲めには凡ゆる努力が拂はれなければならぬ。(然し)此の事は、若し負債が依然として現在の水準に留るとすれば、不可能事である。

負債の齎らす最惡の社會的・道德的結果は、それが奴隸制を惹起すと云ふ點にある。古代ギリシヤ及びローマに於いては、債務者は債權者の奴隸であつた。此風習の若干の名残は以前、ヨーロッパ諸國に於いて見られたが、今日では、債務者の逮捕投獄として残つてゐる。此風習は前世紀、大部分の國で廢止されたが、新らしく印度に移入された。之に關する規定のなされてゐる民事訴訟法典は、差押へに對し債務者代理と云ふ單なる方法を免除してはゐるが債務者の人體に就いては左様でない。此法律の不合理は、一八

八八年、誰あらぬカトトネイ・イルバート卿の權威者に依つて指摘されたが、今日尙此法律は法令書に載つてゐる。<sup>(註四)</sup>それは唯單に惱みの種であるばかりでなく、大なる經濟的浪費を惹起するものである。

ビハール及びオリツサのカミアウテイ契約とマドラスのパンナイヤル制度は、吾々をして斯かる奴隸制を想起せしめる。何れの場合にしても、労働者は婚禮乃至葬式を行ふ爲めに小額の金を借りる。然しその代償として、彼は、貸手から極少量の生活手當を受け乍ら貸手の爲めに労働しなければならぬ。彼から決して必要額の貯蓄を豫想する事は出来ぬ。従つて此取引は、生命に對する契約書となるのである。ビハールに於いては、斯かる契約は現在行はれておらず、又その期間が一年以下とされており、又労働に對し公正なる報酬を與へるものにあらざる限り一九二〇年の法律に依つて無効とされてゐる。尤もカミアも、此法律を生かすには餘りに無力であり、又其法律も廢れたと云はれてゐる。<sup>(註五)</sup>マドラスでは形式的な契約、即ち貸金に對する約束手形が貸手にとつての武器であると云ふ形式的契約は全然存在してゐない。借手が労働を拒否すれば、訴訟が提起され、

結局彼は逮捕投獄されるであらう。ダモクルスの古事の如く頭上につるされた剣への恐怖が、借手をして貸手の爲めに勞働せしめるわけであり、従つて貸手も不平を並べなくとも濟むわけである。中央諸州に於いても亦、之と類似の制度が行はれており、債務者又は其家族の一人は借金を辨済してもしなくとも、一定期間の間は債權者の爲めに奉仕しなければならぬ。金貸業者が有力で而も其地方の名士である處では何處でも、殊に彼が地主である時も左様であるが、農民は要求され、ば自由奉仕を爲さなければならぬし、彼がそれを爲さない時は、民事又は刑事訴訟が提起されるかも知れぬ。

金貸業者から金錢の融通を受けた織工、其他大工の場合も亦右に述べた場合と同様である。其の何れの場合にしても常に、貧しい借手は虐使されるのである。従つて、斯かる虐使を根絶さす爲めには確乎たる行動が必要である。

負債の底に沈澱してゐる社會は、必然的に社會的火山たらざるを得ぬ。階級間の感情の對立が現はれざるを得ぬ。而も潜在的な不平が常に危険である。何處にても革命が起るわけのものでもあるまいが、革命よりもヨリ一層悪いのは、再歸的な社會不安であり、

之は、經濟上の不能率を永久に傳へ、其再建設を妨害するものである。

(註一) 棉花の金融及び市場配給調査報告書(印度中央棉花委員會)。マドラス銀行報告書一八七—九七頁。ボンベイ報告書一四七—一五二頁。又ケー・シー・ラマクリッシュヌマン「生産物の金融及び強制販賣」印度經濟學雜誌一九三〇年を参照せよ。

(註二) トーマス「小作制度の經濟的附隨事件」(印度經濟學雜誌、一九二九年)、又「自作農」(印度經濟學雜誌、一九二六年)又農業調査裁判所最終報告書三〇六—三一〇頁を参照せよ。

(註三) 印度國勢調査(一九三一年)第一卷二八八頁。

(註四) 一八八八年の債務者法案の目的並に理由に關する彼の聲明書の中で、彼は次の如く書いてゐる、「債務者に對し、法律に依り、生命にとつての些少な必要物を留保して置く事は、彼が投獄に依り、それを斷念すべく強ひられ得る時に、何の役に立つか?」と。

(註五) 農業委員會報告書四三四—四五頁。

## 第四章 過去に於ける諸救済策

負債救済の爲め、是迄各種の試みが爲されて來た。デカン暴動の日以來、政府は農民の信用要求に應ずる爲め、又負債を防止する爲め、一聯の方策を試みて來た。タカヴィ貸付は是迄常に農民に對してなされ、又其規定は土地改良貸付法（一八八三年）及び農業救済法（一八八四年）に依つて敷衍された。斯かる直接的な救済——それらは寧ろ凶作の年に對する救済策であつた——は、通常、平作時に於ける農民の必要に應ずるものとしては不充分であつた。其結果一九〇四年の法律に據り、協同組合制度が此國に採さられた。又農民の土地喪失を防止する爲めに、パンジャブ及び其他の地方に於いても、土地讓渡の自由に制限が加へられた。是等一切の諸方策は若干の効果を齎らしはしたものの、其等が農家負債問題を解決したと云ふのは過言であらう。協同組合主義は、一九〇四年に採用され、次いで二三の法律に依り敷衍されたが、それは實に價値多き主義であり、

又諸外國に於いても是迄驚くべき効果を齎らしてゐる。然し乍ら協同組合を唯單に、信用を必要とする農民に對しそれを與へる所の手段を供する機關に過ぎないものとするだけでは、斯かる諸効果は成就されないのである。農業信用問題の中心は、貸付金が生産能率を増進せしめ、又その返済金が、増加した所得から得られるものでなければならぬと云ふ點にある。協同組合は唯單に信用を授與するばかりでなく、生産及び市場配給の有利なる形式を處方・組織する事に依り其信用の利用を統制しなければならぬ。斯くして初めて借手の所得は増加するであらう。同様に又、それは、農民をして金貸業者の門に導く不用意な社交上の出費を防止するものでなくてはならぬ。又斯かる諸機能が組織的方法で行はれない限り、協同組合は依然として單なる金融機關に留るべく、貸倒金も積らざるを得ないのである。更に、自らを短期貸付に限定しなかつた爲め、協同組合組織は、衰退の種を蒔く結果となり、又現在それを刈入れつゝあるのである。

農村金融問題とは容易な條件で以つて信用を供給する事である、と今尙一般に云はれてゐる。得易き信用が一般に、不用意な農民にとつて恩恵でない事は、諸外國同様、印

度に於いても繰返し證明された所である。此點に就いては王國農業委員會も、「事實、一般の耕作者が、一方には自己の辨濟能力の限度内に借金を限定し、他方には借入金的大部分を健全なる生産目的に適合せしめるが如き性質の知識と力とを有してゐる土地に於いてのみ、農村人口にとつて低利資金は恩恵となるのである。其適當なる使用に不慣れた人々に無難作に信用を與へる事は、借手をして必ず財政的破滅に導くものである。低利資金を容易ならしめる規定は先づ、擴張された機會と新誘惑とを齎らすに違ひない。其誘惑に抵抗する事を知つてゐる人々のみが、其機會に依り利潤を得ることを期待してゐる。」と云つてゐる。不幸にも印度の農民の大部分は、斯かる誘惑に抵抗する事を知つてゐない。其結果は、此國に於ける負債の驚くべき増加となつたのである。

今一つ、人々の間で普通云はれてゐる事は、負債は金貸業者に對する統制及び禁壓の結果として起り得ると云ふ點である。之はヨリ一層尤もらしく聞えるかも知れぬ、が然しそれは全く間違つた考へである。金貸業は、人々に影響を及ぼす其他一切の業と同じ様に、取締る必要がある。——而も今日ヘーゲル主義者でない者が何處にあるか——然し

若し斯かる方策に依つて債務負擔から解放され得ると期待するならば、それは絶望的な妄想である。諸君が金貸業を嚴重なる統制下に置いてそれを取締るとしても、此事は、その顧客の負擔を軽減する結果にはならないであらう。否寧ろ彼等の負擔は、それが爲め増加するかも知れぬ。無一物の而も先見の明なき人々の存在する限り、投機的な金貸業は存續して行くであらう。而もイギリスの如き繁榮せる國々に於いてすら、困窮せる人々に小金を貸付けて三十割の利を擧げてゐる高利貸もゐる位である。<sup>(註二)</sup>

利率を引下げる事に依つて高利貸を統制する試みも亦是迄爲されて來た所である。古代印度の習慣に依れば、一割二分が普通の利率とされてゐた。又利子は元金以上の額になる事は許されなかつた(ダムデユバート)。此規則は今日尙ボンベイ州の大部分及びカルカッタ市に於いて行はれてゐる。然し、マドラスに於いては左様でない。トラヴンコールでは、九十年前或慈悲深い婆羅門が、金錢貸借の場合、積立てられた利子は元金の半分を超ゆるべからずと定めた。東印度會社當時も、利率に關する取締が三州全部に存在してゐた。一八二五年頃の利率に就いてマドラスで爲された或調査の記録が、現在



マドラス記録局に保存されてゐる。<sup>(註三)</sup>一九一八年の高利貸法は、裁判所に對し、不當な利率を禁止せしめ、又若し必要とあらば一切の貸金取引を再開せしめ得る廣泛な權能を附與した。然し同法は廣く使用されず、一般には、同法は失敗に終つたと云はれてゐる。事實はかうである。即ち印度の如く、不用意な借金と投機的な金貸とが廣く行はれて國に於いては、效果的な利子取締は實際、不可能であり、又法律を如何に嚴重にしても、色々な方法で法網をくぐるであらう。金錢を必要とする者は容易に、實際受取額以上の額を證書に記入する事を強制され得る。トラヴンコール法の場合すら、債務者は五年後に證書を書變へる事に依つて此法律をくゞつてゐるし、又彼は、裁判所の判決や逮捕やの脅威から、斯くせざるを得ないのである。

最近、破産制度の簡易化を要望する聲が盛となつており、王國農業委員會、民事裁判委員會及び印度銀行調査委員會の如き當局も此輿論に賛同してゐる。破産法は其規定の複雑なる爲め、農民債務者に依つて、大して利用されてゐない事は確かである。然し吾々は、破産法がヨリ一層簡易化すれば、不用意な借金に對し益々大なる誘惑を與へる事

になるかも知れぬ點を想起しなければならぬ。増加しつゝある農村債務者階級の行爲は既に、同情に値するが如きものとなつてゐない。彼等の中には、返済する意志なくして借金する者があり、又屢々債權者を欺く爲めに凡ゆる手段を講ずる者もある位である。

(又)破産への逃路が益々容易となれば、斯かる行爲は益々悪化し、農民の信用を非常に弱めるかも知れないのである。債權者はシャイロックであり、債務者は常に無辜の犠牲であると假定されてゐる。然し、多くの場合は左様でない、而も斯かる場合は益々増加しつゝあるのである。従つて、一方に正直な債務者に對し法律の苛酷さを緩和すると共に、他方、不正直な債務者を摘發し、嚴重に處罰する方法が講ぜられなければならぬ。

或政治家達は、債務は支拂拒絶と云ふ簡單なる方法に依つて救済され得る、と考へてゐる。然し、彼等は斯かる革命的方策の社會的經濟的意義を殆んど理解してゐない。ユダヤ人のジュビリー年(五十年毎)の如く、一切の負債を週期的に棒引する方法は、理論的には若干の長所を有してはゐるが、其適用は現在の所實行不可能である。

以上の一切の諸方策の有する根本的短所は、それらが信用を減殺する點にある。信用

を制限する事に依り高利貸を禁壓せんとするは、農民の必要とする信用が今尙主として金貸業者の手に依つて融通されてゐる印度の如き國に於いては、有利であるはずがない。又此國に於いては金貸業者に代るべき資源を有してゐる機關は、他に存在してもおらぬ。如何なる方策をとるにしても吾々は、信用を減殺する事なくして高利貸を統制するが如き方策をとらなければならぬ。若し高利貸と云ふ怪物を避けんとして、農民が信用減殺と云ふ渦に卷込まれるとすれば、それは全くアブ蜂取らずに終つて了ふ。金貸業及び利率取締の立法は總べて此點を考慮しなければならぬ。事實、斯かる立法は一般に失敗に終つてゐる。又失敗せざるを得ないのである。

負債の根本的治療方法としては、唯二つの有効な救済策があるのみである。第一の方策——之はヨリ一層重要である——は、ヨリ一層能率的な生産方法及び市場配給方法を採用する事に依り農業所得を増加せしめる事である。第二は、不用意な出費を減少せしめ、節約を奨励する事である。是等は、根本的進歩にとつて必要缺く可らざる條件である。農民の所得を増加せしめる事は容易の業ではない。然し計畫的な農業發展の下では

生産的能率を高め、一切の無駄を省き、斯くして純所得を増加せしめる事は可能であらう。非生産的出費の節減は、社交上の儀禮、訴訟及び放縱的浪費に對する全國的な反對運動に依つて可能である。然し、國民の積極的な支持を受ける強力な政府のみが、斯かる計畫を有効に遂行し得る。選ぶべき途は、ムツソリニーの如き獨裁官への途である。尙獨裁の方法は必然的に峻嚴である。ムツソリニーは、高利貸法を通過せしめる事に依つてはなく、〔寧ろ〕高利貸業者を遠島に追放する事に依つて、高利貸を撲滅したのである。斯かる苛酷な方法をとらず、吾々は、村落に對し彼等相互にパンチャーツ契約を結ばしめ、又學校では凡ゆる可能な方法で節約思想を鼓吹する事に依り、浪費を漸次無くする事も出来る。社會團體及び宗教團體の協力も、此點で重要である。キリスト教宣教師の努力も、印度の或地方例へばチョータナグプールに於いては、此事業に著しい成果を收めてゐる。(註四)

(註一) 報告書四二五頁。

(註二) 新政治家と國民、一九三三年八月十二日號及一九三三年八月十九日號二〇六頁。

(註三) 一八〇二年以締法第三十四號、一八二五年取締法第二號及一八二五年廻狀に對する地方收稅官の答解

(註四) ランチのカソリック宣教師の事業に就いては、ビハール及びオリッサ委員會報告書第一卷三三頁、第二卷六六二—七四頁參照。又ハッチ「貧困からの血路」(一九三二年)參照。尙此書は、トラヴンコールに於けるY・M・C・Aの事業を取扱つてゐる。

## 第五章 當面の問題

然し乍ら、上述の一般的救濟策は時間を要するであらう。又、印度の如き複雑な國に於いて計畫化を試みる事は、面倒な事である。吾々は今尙、計畫化の初步と戰つてゐるに過ぎず、計畫化の門口にさへ入つてゐない。然し、債務は切迫しており、緊急の救濟を呼び求めてゐる。負債の重荷は物價暴落の爲め増大し、若し直ぐに救ひの手が伸びなければ、大多數の農民は彼等の財産を喪ひ、労働者及び小作人の地位に落ち、斯くして賃銀を低下させ、農村の動脈硬化を増進せしめるであらう。

不景氣は必然的に、社會の負債階級にとつて難澁の時期であり、又富の不公平な再分配へと導く。一方に、債權者がプレミアムを獲てゐる時に、他方、債務者は罰金を課せられ、彼の受取つた購買力に比し遙かに大なる購買力を返さなければならぬのである。十九世紀、印度には二つの主要な不景氣が見舞つた。最初のは、一八二〇—五四年の不景氣、次は六十年代のそれである。然し其何れも、現在の不景氣程大なる影響を我國に與へなかつた。第一期には、印度は今日見る程外國貿易には依存してゐなかつた。又第二の不景氣も、其影響した所は、主として棉花栽培地方であつた。更に、一般物價水準も一九二九年—一九三二年の間程急激に而も激烈には低落しなかつたらしい。従つて一切の債務は、其量に於いても其負擔程度に於いても増加してゐる。一九三〇年以降、借入金額は益々減少してゐるが、舊債務の重荷は依然として未決濟の儘である。聯合州農業負債調査委員會の推算に據れば、一九三〇年以後毎年、長期債務の中僅か七パーセント、短期債務の中三五パーセントが回収されてゐるに過ぎない。<sup>(註一)</sup>此の比率は其他の州に就いても多かれ少なかれ眞實である。何れの土地に於いても、利子支拂は澁滞し、又一切の諸事

情を考慮すれば、最近三年間、年々當然支拂はるべき利子の中約二〇パーセントが返済されてゐるに過ぎない。之を基礎にして計算すれば、英領印度の農家負債總額は九十億ルピーから約百二十億ルピーに、又マドラスに於いては十五億ルピーから二十億ルピーに、それ／＼増加してゐると見なければならぬ。然し此事は、遙かに増加した債務の實質的な負擔を全然示してない。我國主要生産物の價格が五〇パーセント近く低下したに對して、實質的債務負擔は、一九二九年以來二倍以上に増大してゐる。一九二九年に借入れた百ルピーの債務の名目上の負擔は現在も依然百ルピーであり、又若し利子が支拂はれてゐないとすれば百四十八ルピーであるが、然し實質的な負擔は約百五十ルピー、又若し利子を加へれば約二百二十二ルピーとなるわけである。今若し一九二九年に於ける英領印度の債務總額を九十億ルピーとし、又若し元金の返済が今日迄全然爲されてゐないとすれば、當該債務の實質的な負擔は現在約百八十億ルピーに、又若し利子が全然未拂の儘であるとすれば約二百二十億ルピーに昇つてゐるに違ひない。右に示した如く主要農産物の生産總額は、其間に百一億八千萬ルピー（一九二八—二九年度）から五十

三億六千萬ルピー（一九三一—三二年度）に減少してゐる。要するに一方に、所得は激減してゐるに反し、他方、債務は著しく増加してゐる現状である。

以上が現在吾々の直面してゐる問題である。然し、斯かる問題は大部分の國の直面してゐる所であり、又彼等の中にはヨリ一層危険を告げてゐるものもある。二つの方向の行動が彼等に依つてとられてゐる。一方に彼等は各種の救済策をとり乍ら、他方に物價引上げの試みがなされてゐる。物價引上げ計畫は、公共事業の遂行、通貨價值の引下げに依るものである。公共事業計畫は購買力を社會に注入し、需要を著しく回復させた。金本位制の抛棄に依り、二三の國は輸出貿易に支障を與へ、斯くして國內の高物價を維持したのである。オーストラリア、日本及びイギリスは是等方策の一切に據つたし、他方、ヨーロッパ大陸諸國の政策の主要方向は、公共事業の遂行、及び取引制限輸入割當の手段に據る輸入取締にあつた。若し是等の方策が國際的規模の上で爲されてゐたとすれば、大なる成功を收めてゐたであらう。兎に角、日本及びオーストラリアの如き國々は、國家的行動に據つてさへ農民を著しく救済してゐるのである。

直接的救済にも種々の形態がある。若干の國に於いては、政府が、農民の債務負擔を軽減する爲めに彼等に財政的援助を與へてゐる。又他の國に於いては、農民債務者の損失を防止し又不当な利子累積を防ぐ爲めに、<sup>(註二)</sup> 確固たる方策がとられてゐる。斯くして、アメリカ合衆國の農村救済法は、農民をして利率五分以上の現存抵當を辨濟せしめる爲め、彼等に對し利率五分の抵當貸付を爲す目的を以て、四分半利付聯邦土地公債を二十億弗迄發行する事を規定してゐる。之及び其他の諸方策に據り、合衆國政府は、農民所得改善の目的を以つて農業生産を統制し又物價を引上げんとして、百方手を盡して來た。然し、最近農民の間に動搖の現はれてゐるのは、此の政策が大なる成功を收めなかつた事を示すものである。イタリーに於いても、農民の債務は、二十五年間の抵當に振替へられ、其利子及び返済は年利率七分半を超えざる範圍で、年々支拂はれる事となつた。ドイツに於いても、一九三三年五月の法律に依り、債務者は、一九三一年迄に締結した債務に關し特別な援助を求め得る事となつた。オーストリアに於いても、農業債務は一定條件の下では強制賣却を免れる事となつてゐる。オーストラリアの二三の州に於いて

も、抵當に入つてゐる財産の競賣權は立法に依り制限されており、又利子引下げの方策も講ぜられてゐる。上述諸國及び其他の國々に於いても、債務請求權を後廻しにし、新貸付金に先取權を與へ、短期債務を長期債務とし、地代値下げを交渉し、固定額の金納地代を農産物價値に基く年支拂にする爲めに、各種の方策が爲されてゐる。オランダに於いても、裁判所は農業債務者及び債權者間の交渉方の申告を受けてゐるし、又多くの國に於いても利子の強制的引下げが行はれてゐる。デンマークに於いても、政府は利子支拂の猶豫、債務の濟崩、新貸付に對する規定、舊貸付の支拂猶豫、救済金の交付、利率の制限等々を權力に依り規定するやう、<sup>(註三)</sup> 請願を受けてゐる。

(註一) 聯合州官報、一九三〇年九月十日二五七頁。

(註二) 經濟經濟情報一九三二—三三年、一五〇—一六〇頁、三一—一三五頁參照。

(註三) 經濟經濟情報一九三二—三三年一五九頁參照。

## 第六章 印度に於ける債務調停

印度に於いては、農業救済として何等特異な方策が施されてはゐない。大部分の州に於いては土地収入の中、若干の額が免除又は停止されてゐる位である。「尤も」合併州に於いては包括的な農業救済計畫が企圖されており、又ベンガルも其の例に倣ふかも知れぬ。一九三一年九月の磅の金本位離脱は、ルピー價值の或程度の低落を齎らしはしたものの、大した物價回復とはならなかつた。我國輸出貿易が磅領域に對しては有利となる様にオーストラリアの如く大規模の價值切下げを行ふべし、と云ふ要望が昂まりつゝあるが、然し諸外國に於ける最近の通貨實驗は、僅かな價值切下げ——例へば十六片の比率を引下げる——が果して我國輸出貿易に何等かの實質的な刺戟を與へ國內物價を著しい程度に迄引上げる結果となるか如何、と云ふ一つの疑問を投げかけてゐる。我國の輸出貿易は、我國商品に對する海外の需要の減退した結果減少してゐる。而も假令若

し眞の回復が現はれるとしても、それは單なる通貨工作に依つて齎らされ得るものではない。更に輸出されるのは我國全生産の極小部分に過ぎない以上——オーストラリアの如く——僅かな價值切下げが我國の一般物價水準の上に顯著な効果を齎らすか如何は、非常に疑問である。經濟活動の振興、從つて又物價の回復、のヨリ一層効果的な方法は、全國に互つて生産的公共事業の大計畫を遂行する事であらう。其結果、購買力及び消費者の需要は回復するのである。此方法こそ、農業にも工業にも利益を齎らしそうである。然し、即座に物價を引上げる事を目的とする最上の救済策は、全然存在してゐない。從つて又、斯かる一般的救済方策に依り、負債を即座に救済しやうと期待する事は無駄である。吾々は、ヨリ一層直截に何等かの方策を施さなければならぬ。此の直接的な救済はドイツ、オランダ、デンマーク其他二三のアメリカ諸國に於いて行はれてゐる。債務決済に役立つ主要なる方法は、現在の所、債務の和解を確保する目的を以つた債務者債權者間の調停である。之は印度に於いては何等事新しいものではない。最近三十年間、此方法は此國の各地方で實際に行はれてゐたものである。中央州に於いても、債務調停

は、一八九七年——一九〇〇年の飢饉に原因した不景氣の間、二三の地方で行はれた。オリツサに於いても一九〇六年——一九一二年の間、政府は債務償却の爲めに非常に盡力した。次いで又、パンジヤブの二三の地方に於いても亦、之に類似した試みが爲された。恐慌突發以來、中央州政府及びバヴナガル州政府は、債務調停に關する立法を實施し、又包括的な債務和解計畫に着手してゐる。

此計畫の根本的特徴は、當事者間の調停を目的とする調停局乃至調停委員を政府が任命する點にある。調停局は、全事務を遂行する權能を與へられており、又貸付金の性質兩當事者の地位及び債務締結以後の物價水準の傾向を考慮して、辨濟額及び返濟方法を決定する。調停は強制的であつても任意的であつてもいい。例外的な事情の下にあつては、強制調停が正當であるかも知れぬが、農業信用の主要源泉が農民自身にある州に於いては、斯かる過激な救濟策は重要でないかも知れぬ。バヴナガルに於いてはマハールの農民及びソウカルの大多數は、若し調停局が設置されば、喜んで之に申込むに違ひないし、又マハールの大部分は其設置を要求してゐる以上、此計畫が、ソウカルの人氣を

博する事は明かである。中央州に於いても、最近の法律に據り、政府は各地に調停局を設置する權能を與へられてゐる。然し、若し調停局が債務者の事情を斟酌した場合、債務の四〇パーセントを受取る債權者は之に同意しなければならぬ。又、判決は、當事者の事情に無條件的に拘束されるものではない。若し債務者或は債權者の何れか、其決定に頑強に反對する時は、調停局は、何れの側の意見が不當であるかを示す證明書を發行する事もある。其場合、債權者は普通の裁判にかけ得るが、若し彼の方が不當である時は、彼は訴訟費用を貰へないし、而も證明書〔發行〕の日から利率は六パーセントの低率に引下げられるわけである。

返濟方法は、全問題の中心をなしてゐる。若し即座に現金で以つて支拂はれるならば、債權者は巨額の割引にも同意するであらう。然し、若し長期に亙つて小額の年賦で支拂はれるとすれば、信頼の念も薄らぎ又、〔意見の〕一致も困難となるわけである。即金支拂の機會は必然的に限られてゐるし、年賦で支拂はれるのが普通である。尤も、政府又は土地抵當銀行が年賦額を支拂はうとしない限り、解決は一般に困難である。

直接政府に依る債務償却が、最も簡單なる解決策である。之は、ランチ地區が一九〇六年——一二年に試みた制度である。政府は、債務辨済の爲めに十二萬五千ルピーを貸付けたが、それ以上は貸付けなかつた。蓋し、政府は間も無く、債務者の利益の爲めに貸付けた額を回収する事の困難を悟つたからである。(註一)

今日、バヴナガルに於いては、之と類似の債務償却計畫が、政府に依つて行はれてゐる。當該州では、清算委員會は、土地收入推定額の三倍以上の債務を切捨てる權能を與へられてゐる。其場合、政府は農民の爲めに和解額を貸付け、各農民の生産物の中、州受取分から其額を回収するのである。尙土地はバグ、バタイ制となつてゐる。州受取分の中から、先づ土地收入及びタカギ貸付金が差引かれ、其殘高は、ソウカルに對する州貸付金の返済に當てられるのである。豊作の年には農民は貸付金の全額を返済し得るし、或は又貸付金の一部を一まとめとして支拂ひ得る。斯かる負債償却計畫は既に當該州の三分ノ一で實行されており、決済済みの負債は約六百萬ルピーに昇つてゐる。此計畫の有用性は、最も多くの場合、債務額が清算委員會に依つて猛烈に切下げられる

と云ふ事實からして明かである。例へば、最初の五タツパスの名目債務總額を百四十一萬九千三百七十八ルピーとし、その内三十六萬七千九百九十一ルピーを支拂ふ事に依り和解が成立するとすれば、債務負擔額の丁度四分ノ三が棒引された事になるわけである。若し毎年の利子支拂額だけで此額に達してゐるとすれば一年の支拂負擔額を支拂ふ事に依つて、ケデュートは負債から全く免れる事になるであらう。同時にソウカルも亦、放任されてゐる場合に比較し、現金で而も一舉に回収出来る爲め、利益を受けるわけである。此實驗が成功を収めてゐる事は、今年に入つて土地收入及び關稅收入が増加してゐると云ふ事實に照しても明かである。然し一言注意しておかなければならぬ事は、此事は總べてマハラジャ(Maharaja) (印度の太公)の大膽な義侠的行動とプラバサンカル・パツタニ卿の賢明なる政治家道に依つて可能となつたと云ふ點である。

デユバールが農民に貸付けた額を彼等から回収し得るか如何は以下述べるが、兎に角、州の特殊事情殊に政府及び農民の間で生産物を山分けするバグバタイ制度は債務返済を容易ならしめる事もある。尤も、人口僅か五十萬のバヴナガルの如き小州で可能な事を、



全国的な規模で實行するは不可能であるかも知れぬ。

最近、州に依る負債償却の一計畫が、ジヤムナダス・メタ氏、ナリニ・ランジヤン・サルカル氏及び其他の諸氏に依つて英領印度に提案された。メタ氏に據れば、州は農民の債務を引受け、ソウカルの貸付金を普通の利率及び減債基金の州債務に振替へなければならぬ。「特定の期間内に、適當に構成された當局者の前で、農民からの債務支拂を確證し得るソウカルは、彼の貸金に相等する額の公債を買はなければならぬ。此公債は、流通期間六十年、四パーセントの利率で發行されるものとする（四パーセントに更に償還及び公債手数料の一パーセントを加へる）又、州は此公債を、農民の土地収入で以て償却すべきである。其結果は、土地収入を集める個々の費用も省けるわけである。此貸付金が未拂の儘である間は、農民はソウカルの爲めに土地を讓渡する事を許されない。」(註二)ナリニ・ランジヤン・サルカル氏も、之と類似の案を提出してゐる。然し彼の案は、ヨリ一層嚴重である。彼は、州をして、少くとも、負債を返済する能力はないが其極端から免れ、ば自ら生活して行くに足るだけの持物を持つてゐる農民の債務を引受けしめた

いのである。蓋し彼等は斯かる援助を受けざる限り、持物を喪ひ労働者——既に非常な數に昇つてゐる——の群に落ちて行くであらう。と彼は考へるからである。基金捻出に就いては「政府は、其全額に對し、五十年乃至六十年以内に償還さるべき公債を發行してもいい。更に彼等は其額の内からマハジヤンの請求權を決済し、其後は漸次、公共收入を以つて同一額を返済し得るであらう。」(註三)

斯かる包括的な債務償却を全國に互つて實行する事は、幾多の重大なる困難に遭遇し又何等かの社會的不正を齎らし易い。假令若し貸主が六十年据置の公債を受取つて債務和解に同意する——恐らく、そんな事はすまいが——としても、それは、現在及び將來に互つて納税者の負擔となるであらう。成程、年賦金は農民の土地収入から回収され得る。然し、推定額が土地にとつて非常な重荷と信ぜられており、又、財産分割の傾向が益々昂まりつゝある時に、農民よりの規則正しい回収は殆んど望めそうにもない。其結果は、浪費する者へのプレミアムとなり、節約する者への罰金となるであらう。苦しんで働く農民は、浪費する隣人の愚行の爲めに支拂はなければならぬであらう。農業信

に關する或有名な權威者は、次の如く云つてゐる。「利己的な所有者の債務を國民の全部に負擔せしめる事は根本的正義に反する。更に、多くの場合、支拂無能力者の虐使が行はれるであらうし、他の多くの場合、再び政府は債務償却を有效ならしめる義務を負ふであらうし、又、國家全體も最も許し難い氣輕さで締結した負債に苦しむであらう。」と。<sup>(註四)</sup>事物の斯かる状態に於いては、農業信用は收縮し、それは又全社會の大障礙となるであらう。

(註一) 印度銀行委員會報告書六四頁、ビハール及びオリッサ委員會報告書五七―五八頁

(註二) 一九三三年十月二十九日ボンベイに於ける演説の報告書から。

(註三) 農家負債問題(一九三三年)二六頁

(註四) ボヤゾグル農業信用(一九三二年)一六四―一六五頁

## 第七章 土地抵當銀行の役割

和解の成立した債務の決済に關する適當なる機關は、協同組合的な土地抵當銀行である。其財源の豊富なる點、其公平なる支拂制度、政府より受ける指導と保護は、それを以て、斯かる機能を充分に爲さしめ得るであらう。印度に於ける是迄の債務調停の實驗が失敗に歸した原因は、斯かる機關の缺如してゐた點にある。斯かる銀行が進んで債務返済を引受けるとすれば、債權者は喜んで、其請求額を著しく割引する事に同意するであらう。<sup>(註一)</sup>成程、土地抵當銀行は、總べての土地所有者に就いて斯かる義務を引受け得ないかも知れぬ。彼等は唯、年賦金の支拂に應ずるに足る年純所得を充分に生産し得る程度及び素質の土地所有者に對し、其債務を引受け得るにすぎない。尤も斯かる場合は、大多數の農民に就いて起るわけのものではない。事實、若し債權者の需要が著しく減ずる時は、土地抵當銀行の援助を受け得る資格のある種類の農民は益々増加するはづである。

る。然し、斯かる人々を除いても尙且破産に瀕し救助を求めてゐる多數の人々があるのである。更に、土地抵當銀行が其有用性を著しく發揮する爲めには、物價低落の時期に年賦金が過重とならざるやう長期に亙つて公平なる返済がなされなければならぬ。従つて分割返済の制度は、季節及び物價水準の變動の見地からすれば、適當であるかも知れぬ。ヨーロッパに於いては期間を五十年とする貸付は異例ではないが、印度の事情に於いては、支拂を斯くも長い期間に亙らせる事は、各種の困難を伴ふ。然し保證さへ良好ならば、印度に於いてさへ、二十年乃至三十年の期間は、長すぎる筈はない。(註二)

更に、協同組合的な本來の土地抵當銀行は、大地主及びベンガン地主の要求に應じ得ない。現在では、土地抵當銀行は、一人に對し、彼の保證の如何を問はず五千ルピー以上を貸付けてゐない。従つて、資金を廣汎に運轉し、大地主を援助し得る株式組織の土地抵當銀行を設立する必要が生じてゐる。ブルマのダウソン銀行は此國に於ける此種の株式銀行の唯一のものである。而も現在こそ、明かに斯かる銀行の益々増加すべき時期である。吾々は、フランスの土地擔保貸付、日本の勸業銀行及び特に一九二八年に設立

された英國抵當信用會社から多くのものを學んでいゝ。イングランドの主要な株式銀行は組合の株を有しており、政府は保證基金を強固にするため七十五萬鎊を限度として貸付け得る權能を與へられてゐる。貸付金の返済期限は、最長六十年である爲め、此施設は債務を有する地主に對し非常な援助を與へ得るわけである。

調停局の事業が如何に充分に爲されやうとも、又上述の機關に對し如何に寛大に債務償却が委託されやうとも、土地所有者の大多數は、自己の土地を棄て、彼自身の扶養の爲めに別の或手段に頼らなければならぬ。破産家族扶養上必要缺く可らざる財産を競賣から免除すべし、と云ふ事が強く一般に叫ばれてゐるのは尤な事である。民事訴訟法も此點に關し若干の規定を與へてゐるし、又王國農業委員會及び中央銀行委員會も此規定の擴張を強く勧告してゐる。王國農業委員會は、農村破産法の制定を勧告し乍ら次の如く述べてゐる。即ち「債權者は、債務者の一切の資産を差押へ、債務辨済に當てるべき事を主張する權利を有してゐると同様に、債務者も亦、彼にして若し生計を立て得るならば、生計を得る爲めに許さるべき、又生涯の新スタートを切る爲めに免除さるべき明

白な権利を有すべきである」と。事實、若し斯くの如くにして殘された財産が家族の扶養に充分である時は、それは時たま經濟的に有利である事もあらう。然し左様でない時は——又、恐らく皆そうであらう——斯かる寛大さは債務者及び社會にとつて眞の利益とはならないであらう。此問題に對する最善の解決策は、斯かる人々を新らしい土地か或は工業中心地に移住せしめる事であらう。其結果は、彼等は生涯を新らしく出發する事が出来るのみならず、更に又、土地への壓迫は減少し、部落の過剰人口は減少するに至るであらう。此目的の爲めに、債務調停の行はれてゐる處に於いては何處でも、政府の被護に依る植民政策が實施されなければならぬ。斯かる植民は、最近ドイツ、イタリ、及びカナダに於いて成功を収めてゐるし、又、此計畫の費用は、政府、自治市、土地抵當銀行及び任意團體に依つて分擔されてゐる。移民は總べて國內に限る必要はない。寧ろ現在の事情の下では、農村の人口過剰を減少せしめる爲め、新らしき土地にするのが有利であらう。

(註一) 銀行委員會報告六四頁

(註二) 中央銀行委員會は、次の如く勸告してゐる。「現在の所、最大期限を二十年とすべし。吾々は、健全なる管理に依つて銀行が、必要の際は、期限を三十年に延長し得べき事を希望す」(一六九頁)

## 第八章 豫 防 策

農民を債務から救ふ事に急であつて、彼等が再び負債に陥る事を等閑視するは、全く勞力の浪費である。一切の債務を今日政府の命令に依つて棒引きにせよ、然らば明日には負債は再び現れ、忽ちにして従來の大ききとなるであらう。——若し貸すべき金を有してゐる人々が政府の勝手な行爲に依り其間威嚇追放されてゐざる限り、唯單に現存債務を無くする事に依つてのみ農業債務が救済され得る、と考へるのは愚の極みである。債務取締の有效なる唯一の手段は、將來の負債に對し農民を護る事にある。之は、金貸業者を嚴重に監視する方法も又利率を引下げる方法に依つても、成功しない。それは或

程度迄、農村信用の獨自決済制度を採用する事に依つて、爲され得る。例へば、若し多額の農村信用が生産的<sup>system which is self-liquidating</sup>の爲めに調達されてゐるとすれば、又若し長期的目的と短期的目的との間に注意深い區別が立てられてゐるとすれば、又若し短期信用が次の收穫時に返済され得るが如き額であるとすれば、又若し長期信用が適當な額の平均支拂を或は済崩しすらも許す所の土地抵當銀行乃至それと類似の機關から調達されてゐるとすれば、その結果として、負債は統制され得るし又著しく減少し得るのである。協同組合は負債を救済すると期待されてゐた。然し、それは斯かる事を爲す能力の無い事を曝露した。それは主として協同組合が金貸事務に主力を注いだからである。若し協同組合が負債を防止せんとすれば、ヨリ一層包括的な目的を遂行し得るに違ひない。協同組合は先づ第一に、耕作の改良及び市場配給の改善に依り農民の所得を増加せしめなければならぬ。又社交上の出費を防止し、節約を奨励しなければならぬ。貸付金は、生産的<sup>productive</sup>の目的に對し、而も生産的<sup>productive</sup>の目的に使用され得るが如き形態と方法とで以つて與へられなければならぬ。又收穫がなされる時は、組合自身が生産物を保管し、最大の利潤を生む方法で以

つてそれを市場に出し、又利子及び租税を支拂はなければならぬ。高利貸業者の高利の穀物貸付を避ける爲め、協同組合は、<sup>(註二)</sup>チヨタ・ナグプールの穀物ゴラスに倣つて穀物銀行の業務を行はなければならぬ。斯かる政策に依つて農民はヨリ一層安定した所得を保證され、組合も亦正確なる返済を保證されるわけである。斯かる協同組合の實驗は、既に此國の各地方で行はれてゐる。現在こそ國家全體の爲め、協同組合の新政策が考案され得る様に其諸實驗が蓄積されなければならぬ時である。

農民を債務から護る最善の方法は、農民の所得を増加せしめる事又農民の浪費を矯正する事である。然し、若干の國に於いては、法律に據り、財産を負擔從つて又讓渡から、保護する諸方策がなされてゐる。印度に於ける最も有名な制度は土地の不可讓渡制度で、之はバンジャブ、バンテルカンド、中央諸地方及び中央州の大部分で行はれてゐる。一九〇一年のバンジャブ法——其他は之に倣つたものである——は、土地を農民以外の者に讓渡する事を禁じてゐる。其目的とする所は、農民を土地讓渡から護る點にあつたのである。尤も同法律が金貸農民階級の増加を促進させた點から見れば、此目的は達せられ

てゐない。奇妙な事には、金貸業者は中央州のゴンドの間にさへ最近現はれてゐる。土地は農民階級の間にのみ流通し得る爲め、金貸業者は金貸非農業者に比し、土地擔保に對しては自ら進んでヨリ一層多くの額を貸付けやうとする。之は又、土地の小作人から大地主への移轉を容易ならしめたのみである。他方、農民の信用は收縮した。土地の自由なる讓渡に對する斯かる障害の取除かれざる限り、金貸非農業者は高利を要求せざるを得ないし、土地抵當銀行も自由に活動が出来ず、又適當な條件の社債券を發行する事に依り運轉資金を調達する事も出来ざるに至るのである。従つて、(註二)印度銀行委員會も、土地讓渡法は土地抵當銀行が急速に發展する時は修正さるべきであると勸告してゐる。

別の根據から、農民の家族に對し最小限の財産を保證する法律が制定されてゐる。衆知の如く、農業以外の産業に餘り依存してゐない國に於いては、土地を喪つた農民の數の増加は、多くの重大な社會的經濟的結果を齎らしてゐる。農民の財産の内少くとも彼等の衣食に必要な部分を喪ふ事から彼等を救ふのは、確かに望ましい事であらう。要するに、アメリカ合衆國の「自作農創定法」、中央ヨーロッパの「家産」法、及びエチプ

トの「五フエダン」Five Feddan Law法も斯かる願望の現はれに他ならぬ。之等の國に於いては、最小限度の財産も亦、法律に據り、財産分割から保護されてゐる。

斯かる政策が印度に於いても亦望ましいものである事には、何等疑問の餘地はない。が然し、其適用に當つては種々の困難に遭遇する。既に述べた如く、農民一人當の土地持分は非常に少く、自ら耕作する地主及び小作人を含めてさへも、其平均持分は僅かに四エーカー半に過ぎない。事實、經濟的持分に限定する事は非常に困難であらうが、濕潤地帯及び特に商業用の農産物の栽培される地方を除けば、五エーカーの持分すら非經濟的であるかも知れぬ。従つて若し法律が「經濟的な」持分を主張するとすれば、その結果は土地を喪つたプロレタリアートの増加を招くであらうし、之は又、貿易及び工業の大して發達してゐない國にとつて、重大な社會的脅威となるに違ひない。又、多くの州に於いては植民に適した土地は大して存在してゐない。従つて、それは、多くの家族喧嘩と訴訟とに導くであらう。此點に就いて、中央ヨーロッパ諸國の實例は、模範と云ふより寧ろ警告である。持分の不可分讓渡は、信用を收縮せしめ、金貸業者をして益々

搾取手段に依らしめるであらう。就中、それは印度教徒及び回々教徒の社會制度に反するものであり、唯強力な政府のみが斯かる急進的な改革を遂行し得るであらう。(註三)

然し乍ら、頻々として行はれてゐる土地讓渡に弊害のある以上、家族の財産を其讓渡から防止する何等かの方策が爲されなければならぬ。而も、貿易及び工業の機會が此國に増加し、又移住が増加してゐる事を以つてすれば、最小限度の持分の讓渡を禁ずる可能性は益々大となるかも知れぬし、又此點に關する立法を制定する事も間もなく必要となるかも知れぬ。

抵當債務の發生を防止し、頻々として土地の讓渡されるを防がんが爲め、是迄屢々以上とは別の方法が提案されて來た。此問題は三十年前ヨーロッパに於いて論争を惹起し、其結果、一地方の全土地を合同し、地主全部の同意に據り、將來借入金をなすべしと云ふ思想が現はれた。ロバートソン、バロー・フォン・フォーゲルサング、ローレンツ・フォン・シュタイン及びシエフレに依り、斯かる目的の諸計畫が提案された。成程、土地所有者の斯かる組合の形成は、債務負擔の輕減及び個人間の財産移轉に對する防止に

は役立つかも知れぬが、然し、それは財産が組合自身の手に移る事を防ぎ得ないし、又其結果地主は小作人及び労働者となり、而も彼等は、以前の狀態に立歸へる事を決して望めない事になるであらう。(註四)

土地の讓渡を阻止する所の斯かる諸方策の總べてが有する根本的缺陷は、それらが人間の性質の核心に逆行すると云ふ點にある。今日の企業本能は、現在勞苦しつゝある小土地所有者も時が経つにつれ大地主に成り得るかも知れぬと云ふ可能性に由來してゐる。怠惰な先見の明のない地主が喪ふ所のもの、それは勤勉にして節儉を守る農夫の獲る所のものである。而も社會は斯かる變化に依つて何ものをも喪はない。土地を常に少數者の掌中に置いておく事に依つて獲る所は、何ものもない。生命の法則は變化である。而も今日の如き事情の下にあつては、變化も防止せんとする事は沈滞を意味するかも知れぬ。成程、過度の土地讓渡は一つの弊害であるかも知れぬ。農業に依存する所極めて大きい國に於いて、特に然り。然し、一方に事物の斯かる狀態を救濟しつゝ、尙他方に無能力者に報酬を與へ、企業に罰金を課すると云ふ全然逆の極端に進む事は不必要である。

(註一) ボンベイ及びオリッサ銀行委員會報告書一一九頁

(註二) 報告書一七五—七六頁

(註三) 同一理由からして、持分の分割及び細分の救済の諸企圖は恐らく反對にあふであらう。王

國農業委員會報告書一三七頁參照

(註四) ボヤズゲル農業信用一五八—六二頁

## 第九章 結 論

負債救済法には萬能薬がないと云ふ事は、以上論じた所からして明かである。負債は印度に於ける慢性的疾患である。而もそれは、容易に取締る事の出来ない無數の社會的經濟的及び宗教的諸力の交互作用に依つて錯綜してゐる。成程、一時的な救済をなすには種々の方法もある。然し、それが農村信用及び農業經濟の改善された制度の樹立を伴はざる限り、それは、唯單に政府の賽の河原の石積みを意味するに過ぎないであらう。

新制度は、統制された信用の制度、即ち信用を受ける者——それは不用意な借金の誘惑に抵抗し得る者である——を墮落せしめる事なくして、適當な條件で以つて充分に信用を供給する制度、就中借手の返済能力を高め彼に節約を教へる制度であらねばならぬ。全問題に含まれてゐる所の一團の缺陷がある——否それは恐らく缺陷の多數の塊であるかも知れぬ。負債の弊害を除去せずば、大規模な農業改良も不可能である。然し又、農業を改良せずば、負債根絶の機會も殆んど無い。同様に、浪費的な社交上の出費は、唯單に負債の原因であるばかりでなく更に又負債の結果でもあるのである。事實、貧困、生活水準の低い事、先見の明なき出費、負債及び疾病——之等は總べて相互に反作用し相互に絡み合つてゐる。此の大なる缺陷を凡ゆる點で撲滅しなければならぬ。多數の方面に互つて一齊前進が試みられなければならぬ。それには、此國の經濟的道德的社會的及び衛生上の改革の爲めに働く各種機關の緊密なる協力が必要である。就中、之等の諸努力に當つては、政府と國民との緊密なる協力が全く必要缺く可らざるものである。政府のみでは殆んど、社交上の浪費を防止し得ないし、又農業所得を増加せしめ



得ない。政府の支持を俟たずしては、國民は尙更此方面の事を爲し得ない。全社會の支持を有する強力な政府こそが、印度の社會的經濟的諸弊害を有効に根絶し得るのである。政府のみならず、一切の宗教團體も、此の目的の爲めに奔走しなければならぬ。キリスト教宣教師團體は既に、宗教的靈感に依り經濟改革が有効に遂行され得ると云ふ事を示した。若し其他の宗教團體も亦之に参加し、負債及び疾病に對する戦ひに於いて適當なる位置を占めるとすれば、印度の經濟進歩は著しく其速度を早めるであらう。

本論文に於いて提案した救済策を、茲で總括する事にする。負債が重大問題となつてゐる國の總べての部分に於いて——而も此事は地方別調査に依つて決せらるべきである——政府の直接監督の下で、負債調停計畫が實施されなければならぬ。一定數の農民は其土地の一部を手離す事に依つて、或は又土地抵當銀行が其債務を引受け長年月に互つて適當な年賦金を農民から受取る事に依つて、債務から脱れる事が出来るのである。調停局に依り債務の切下げられた後ですら尙且其財産が負債を償却するに足らざる人々

の多くに對する最善の解決策は、彼等をして其土地を斷念せしめ、工業中心地、或は植民を待つてゐる新土地に移住せしめる事である。此目的の爲めには、政府統制の移民計畫が實施されなければならぬし、又それには地方團體及び慈善團體の援助が必要である。以上と並行して、農村信用組織の改善の道を拓く農村發展の計畫も實施されなければならぬ。負債を償却した總べての人に對して、又負債を避けんと欲してゐる他の人々に對しては、協同組合及び土地抵當銀行が主要な信用機關とならなければならぬ。一切の短期信用は協同組合に依つて融通されなければならぬし、それは又借手の生産物への負擔とならなければならぬ。組合は生産物を市場に出し、其賣上金の中から、組合の受取るべき分及び、土地抵當銀行の年賦金、若し出來れば土地収入をも、支拂はなければならぬ。必要の生じた處に於いては何處に於いても、組合は、窮迫せる農民を援ける爲めに穀物銀行の業務を營まなければならぬ。非生産的な目的に對する貸付は嚴重に限定され、又其額は借手が次の收穫に依り容易に返済し得る額を決して超えてはならぬ。全國的な規模を有する熱烈なる教化運動が、社交上の浪費の絶滅の爲めに實施されなければなら

ぬ。又此點に就いて村落パンチャヤートは強力な機關として取立つかも知れぬ。協同組合は單に資金を貸付けるばかりでなく、更に農業改良の爲めに働かなければならぬ。又此目的の爲めに、各組合は、地方局又は其他の地方團體に依り任命された熟練なる指導者の忠告を受けなければならぬ。之は又、印度の工業及び輸出貿易の要求を考慮した農業生産の統制化の爲めの手段となるかも知れぬ。

斯くして、負債償却計畫は、計畫的な農村發展の重要な一部となり、又(一)債務調停、(二)人口稠密地方からの移民、(三)各村に協同組合を設置、各地區に土地抵當銀行を設置、(四)協同市場配給制度、及び(五)就中、農業改良の共同動作、を含むものでなければならぬ。此計畫は全部實行に移されなければならぬ。若し其一部が開始實行されても、殆んど効果はあるまい。將來の債務を避ける手段を講ぜずして、人々を負債から救出す事は無駄であらう。同様に、農民が負債の重荷を背負つてゐる時、農業改良を口にするも無用である。治療策と同様豫防策が同時に實施されなければならぬ。

然し乍ら、吾々は無爲無策の中に過してはならぬ。蓋し、包括的な計畫を實行に移すには長年月を要す。王國農業委員會は次の如く書いてゐる。「負債に對する最惡の政策はそれを無視し、又、袖手傍觀する事である。」と。之は特に、今日の時代に就いて眞である。貨幣價值は未曾有の騰貴を示し、之は又負債者の苦難となつてゐる。大多數の農民は債務の耐へ難き負擔の爲め、失望のドン底に陥つてゐる。斯かる事情は、注意深く取扱はれなければならぬ。マクミラン委員會報告書は、次の如く云つてゐる、「歴史の研究は——と吾々は信ずる——社會的苦惱の主要な祕密こそ、物價水準の變動の中に、又、債權者及び債務者の、企業者及び労働者の、小作人及び租稅徵集者の、其の何れの位置を選ぶかと云ふ重大なる選擇の中に見出される、と云ふ意見を裏書してゐる。」と。成程、情勢は、印度の大部分に於いて、益々脅威的なものとなりつゝあるが、然し、金貸業者が閉出しを喰ひ始めると、廣汎な社會不安が必ず現はれるであらう。政治的不安は悪性である。又それが社會的感情の對立に依つて擴大する事も危険である。モレー卿の次の言葉は、現下の情勢に照して、特別な意味を持つてゐる——「巨大なる經濟的及び

社會的諸力は、潮の満干の如く、それら諸力の原因を充分に知らざる社會を掃蕩する。賢明なる政治家とは、時が齎らしつゝある所のものを豫見し、施設實現を試み、人間の思想を其環境の變化に順應して形造せんと試みる人々の謂である。」



昭和十年三月十日印刷  
昭和十年三月十六日發行

〔非賣品〕

發行人 東京市麹町區日比谷公園市政會館二階 中村 茂

印刷人 東京市神田區神保町三丁目二十九番地 山縣 精一

印刷所 東京市神田區神保町三丁目二十九番地 山縣製本印刷株式會社

發行所 東京市麹町區日比谷公園市政會館二階 國政研究會

電話銀座(57)三五五八

群馬県立図書館



0704676-6